

【令和8年度 介護保険料（本徴収）のお知らせ】

宮城県利府町

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額は、これまでの介護保険サービスの給付実績や今後のサービス利用量等の推計を基に、令和6年度から3か年の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、設定しています。保険料額は、所得などに応じて下記のように設定しています。令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に10万円引き上げられましたが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和8年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の控除額にて計算します。また、世帯の町民税課税状況の判定においても、同様に介護保険料を算定します。

納付方法等については、裏面をご覧ください。

所得段階	対象者	割合	年額	月額	
第1段階	本人及び世帯全員が町民税非課税者で	・生活保護の方又は老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	0.285	18,468円	1,539円
第2段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	0.485	31,428円	2,619円
第3段階		第1段階、第2段階に該当しない方	0.685	44,388円	3,699円
第4段階	本人が町民税非課税者で	世帯の中に町民税課税者がいて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	0.90	58,320円	4,860円
第5段階（基準額）		世帯の中に町民税課税者がいて、第4段階に該当しない方	1.00	64,800円	5,400円
第6段階	本人が町民税課税者で	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	77,760円	6,480円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	84,240円	7,020円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	97,200円	8,100円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	110,160円	9,180円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	123,120円	10,260円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	136,080円	11,340円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	149,040円	12,420円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	155,520円	12,960円

※保険料の年額は、（基準額の月額5,400円×各段階の割合）×12月で算定しています。（例：第6段階の場合（5,400円×1.20）×12月）

※合計所得金額：事業や給与、年金などの収入からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた所得額の合計をいいます。土地の売却収入など、譲渡所得に係る特別控除額は合計所得金額から控除されます。

※第1段階～第5段階の合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を差し引いた額になります。また、第1段階～第5段階で合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得金額（所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を差し引きます。

※課税年金収入額：市町村民税の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金等の非課税年金以外の年金収入）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額（受給額）をいいます。

※世帯員の状況は、保険料の算定基準日となる年度初日（4月1日）のものになります。4月2日以降に他市町村から転入した場合や、65歳に到達したことにより第1号被保険者の資格を取得した場合には、資格取得日現在の世帯員の状況となります。